

業 務 再 点 検 結 果 報 告

部署名	大臣官房秘書課
部署の業務内容	①機密に関する事②官印並びに省印の保管③職員の職階・任免・給与・懲戒・服務・人事・研修・教養及び訓練に関する事④恩給に関する連絡調整に関する事⑤栄典の推薦・伝達・表彰及び儀式⑥農林水産研修所の行う研修に関する事

項 目			対応	点 検 結 果 の 概 要
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	○秘書課は内部管理業務が主体であり、取次役となることが多いが、外部の方から、職員の現所属確認や担当窓口部局の照会などの訪問や電話があった場合には、たらい回しにしないよう誠実、丁寧な対応を心がけている。 ○回答が遅い等、再度の苦情電話が入った場合には、対応先部局に即、連絡を取り、まず、電話にて先方に処理状況報告を行うよう要請することとしている。 ○また、21年1月からは「秘書課マナーアップ運動」に取り組んでいるところである。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	×	○業務上、関係課との連絡が不十分であった。
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	○	○平成20年3月に、「組合幹部は仕事をしていない」旨の投書があり、同年4月に、組合役員の勤務実態を幅広く把握し、不適切な状況があれば是正を行うことを目的として、4月1日現在の組合役員の勤務状況の調査を実施したところ、無許可専従が疑われる者が142名確認された。このため、同年4月4日に全農林労働組合に対して勤務時間中に長時間、組合活動が行われている状況の是正を要請するとともに、同月7日に農政事務所長等に職員管理を適切に行うように指導した。また、是正状況を確認するため、昨年4月9日に、この142名について、4月8日以降の勤務状況を再度調査したところ、「組合活動が1日1時間超7時間未満」と報告された者が48名確認された。このため、昨年4月23日に、この48名について、本人への聞き取りにより調査を行った結果、①事前に組合活動に従事する許可を得ているか、②適法な労使交渉以外には、勤務時間中の組合活動は行っていないことをその時点で確認された。これらの一連の調査について不十分な面があったことから、大臣のご指示を受け、省内に秘書課のルートとは別に労使関係問題特別調査チームを設けて現在改めて徹底的な調査を行っているところである。 また、これに関連し、担当課がマスコミの方からの取材要請に対し、内部資料を加工した上で提供するという不適切な取材対応を行ったことが発覚した。国民本位の業務を行わなければならない国家公務員としてあってはならないものがあり、対応した職員について必要な人事的措置をとったところである。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	○職員からの内部告発については、「公益通報者保護法」に基づき、「農林水産省公益通報に関するガイドライン(農林水産省職員からの通報)」を制定している。なお、内部通報を積極的に活用するため、新たに省内目安箱を含めた内部通報等のルールを制定することとしている。
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	—	

項 目			対応	点 検 結 果 の 概 要
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	—	
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	—	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	—	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	—	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	—	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	—	
	業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	—	
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	—	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	—	
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	—	
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	—	
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	—	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	—	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）。	—	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	—	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—	
		第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	—	
	影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないと言われているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	—	

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映	汚職の防止には人事交流は欠かせない。それも組織を越えた人事交流が有効だと思う。それと内部告発制度も重要だと思う。組織内部の不正を毅然と告発できる環境整備を望みたい。		○人事交流に関しては、従来から省庁間人事交流、市町村交流、官民人事交流を実施していますが、継続して取り組んで参ります。 ○職員からの内部告発については、「公益通報者保護法」に基づき、「農林水産省公益通報に関するガイドライン（農林水産省職員からの通報）」を制定しています。 なお、内部通報を積極的に活用するため、新たに省内目安箱を含めた内部通報等のルールを制定することとしています。
	有識者の意見聴取もよいが、一般会社のやっている従業員教育なども参考にモチベーション向上教育を活発に実施すべきです。		○農林水産省では、職員教育として各種研修を実施しており、講義の一部を大学教授、民間人材育成会社等をお願いしているところがあります。 今後は、民間企業等の社員教育の事例なども参考に、農林水産省職員としての自覚と責任感を持ち、モチベーションを向上させながら業務遂行できる人材を育成すべく努めて参ります。